

第3-44図 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の概要

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要 （平成29年6月14日成立・6月21日公布）

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

改正の概要

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年4月2日）

（出典）厚生労働省資料

ア 発生予防（文部科学省、厚生労働省）

文部科学省は、保護者の子育て不安の軽減や孤立感の解消のため、地域における就学時健診の機会を活用した子育て講座や、家庭教育に関する学習機会の提供、家庭教育支援チームによる相談対応等の取組を支援している（家庭教育支援については、第4章第1節1「家庭教育支援」を参照）。

厚生労働省では、平成28（2016）年の児童福祉法等の一部改正を踏まえ、法定化された子育て世代包括支援センターを核として、産婦人科・小児科の医療機関等の地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みの全国展開を図ることとしている。また、同改正において、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子供等（以下「要支援児童等」という。）と思われる者に日頃から接する機会の多い病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供しよう努めることとされ、また、これらの機関等は、児童相談所等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとされた。

さらに、不安定な生活など、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対するアウトリーチ支援を強化するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について、全ての市町村において実施することを目指しており、平成28年4月1日現在、全1,741市町村中、乳児家庭全戸訪問事業は1,733市町村（99.5%）、養育支援訪問事業は1,469市町村（84.4%）で実施している。

イ 早期発見・早期対応、保護（警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

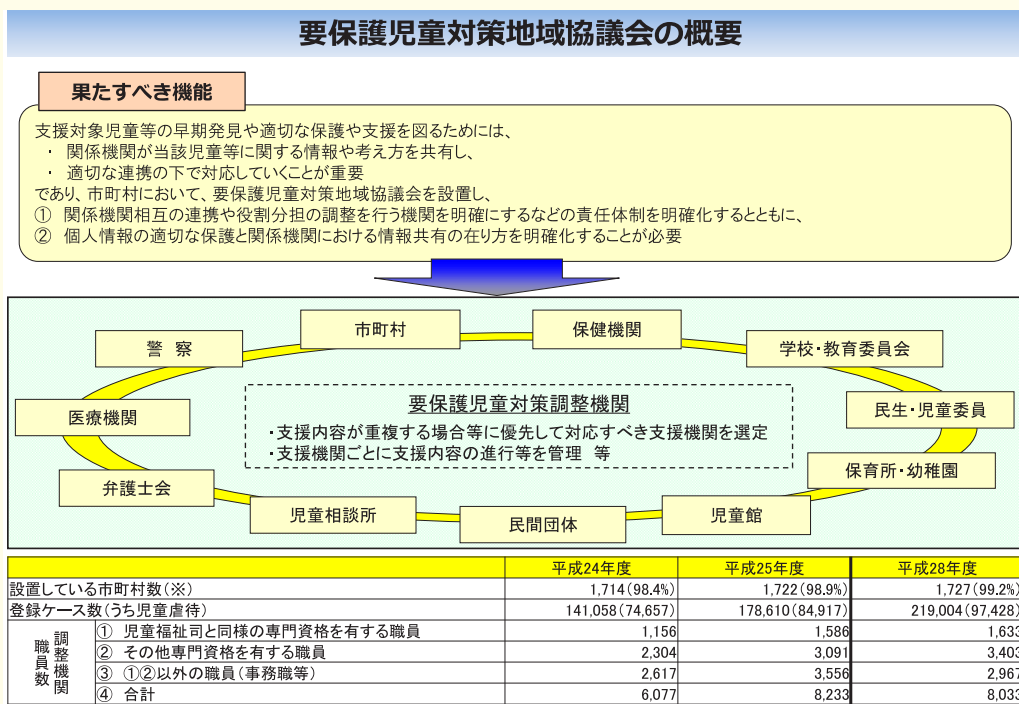
虐待を受けている子供や支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を行うためには、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。

文部科学省では、学校の教職員に対して、児童虐待の疑いを発見した場合の積極的な通報や、児童相談所との日常的な情報共有を促している。また、学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置の充実や、教職員に対する児童相談所職員との合同研修への参加促進など、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備を進めている。

厚生労働省では、児童福祉法に基づき、地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会（第3-45図、第3-46図）において、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関と要保護児童やその保護者等に関する情報共有や、支援内容の協議を行うこととしており、関係機関が適切な連携の下で対応している。同協議会は、平成28（2016）年4月現在、99.2%の市町村で設置されている。また、平成28年の児童福祉法等の一部改正に伴い、市町村は、子供の最も身近な場所における子供及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、市町村は、子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子供等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないとされたことを踏まえ、当該支援拠点の設置を推進している。

さらに、児童相談所の体制強化として、平成28年の児童福祉法等の一部改正において、弁護士や児童心理司等の専門職を配置することや、児童福祉司は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないことが規定された。当該改正及び平成28年4月に策定した「児童相談所強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上、関係機関との連携強化等を図っている。

第3-45図 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）



※平成24、25、28年度：4月1日時点
 (出典) 平成24年、28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成25年度：子どもを守る地域ネットワーク等調査（平成25年度調査）

第3-46図 要保護児童対策地域協議会の設置状況

◆平成28年度4月1日時点で、全国市町村の99.2%に設置されている。

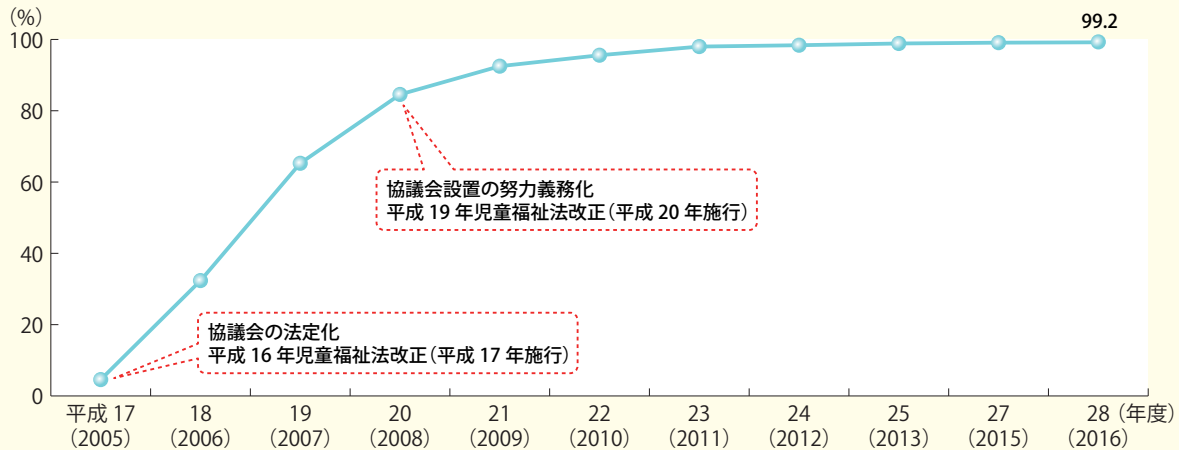
1. 要保護児童対策地域協議会の設置状況

(単位：市町村)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	28年度
市町村数	111	598	1,193	1,532	1,663	1,673	1,587	1,714	1,722	1,726	1,727
割合	4.6%	32.4%	65.3%	84.6%	92.5%	95.6%	98.0%	98.4%	98.9%	99.1%	99.2%

※各年度4月1日時点（27年度は28年2月1日時点）。23年度については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 要保護児童対策地域協議会の設置率の推移



(出典) 厚生労働省資料

また、入所措置等の解除時に保護者に対する十分なアセスメントがなされぬまま家庭復帰した後、虐待が再発したことにより子供が死亡した事例が発生していること等を踏まえ、平成28年の児童福祉法等の一部改正により、都道府県（児童相談所）は、子供の入所措置等を解除する際に、保護者への助言・カウンセリングや、地域の関係機関と連携した定期的な子供の安全確認等を実施することとされた。

児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を運用しており（第3-47図）、児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、平成28年4月に、音声ガイダンスの短縮や、平成30（2018）年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めている。

警察では、街頭補導や相談活動、通報、事件捜査・調査を通じて、児童虐待事案の早期発見・被害児童の早期保護に努めている。「警察

第3-47図 児童相談所全国共通ダイヤル3桁化の広報資料



(出典) 厚生労働省資料

官職務執行法」(昭23法136)に基づく犯罪の制止、立入などの権限行使、厳正な捜査、被害を受けた子供の支援、児童相談所の行う立入調査などに対する援助要請への的確な対応など、関係機関との連携を強化しながら子供の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を行っている。

法務省の人権擁護機関は、被害を受けた子供からの相談や近隣住民などからの情報によって児童虐待事案の情報を認知した場合は、事案に応じて、児童相談所などと連携し、子供を一時保護させたり、加害者に対して説示を行うなど適切な対応をとり、被害を受けた子供の救済に努めている。

ウ 社会的養護の現状と課題 (厚生労働省)

社会的養護は、保護者のない子供や被虐待児といった家庭環境上養護を必要とする子供、生活指導を必要とする子供に対し、公的な責任として、施設などで社会的に養護を行う制度であり、約45,000人の子供が社会的養護の対象となっている (第3-48図)。

児童養護施設に入所している子供のうち半数以上が虐待を受けた子供である (第3-49図) ほか、障害のある児童が増加している。このため、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、社会的養護の質・量ともに拡充が必要となっている。

現在、日本の社会的養護は、約82%が乳児院や児童養護施設、約18%が里親・ファミリーホーム³³での受入となっている。

第3-48図 社会的養護の状況

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)
	区分 (里親は重複登録有り)		11,405世帯	4,038世帯	5,190人	
	養育里親		9,073世帯	3,180世帯	3,943人	
	専門里親		689世帯	167世帯	202人	
	養子縁組里親		3,798世帯	309世帯	301人	
	親族里親		526世帯	513世帯	744人	

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	138か所	615か所	46か所	58か所	232か所	143か所
定員	3,895人	32,605人	2,049人	3,686人	4,779世帯	934人
現員	2,801人	26,449人	1,399人	1,395人	3,330世帯 児童5,479人	516人
職員総数	4,793人	17,137人	1,165人	1,743人	2,080人	604人

小規模グループケア	1,341か所
地域小規模児童養護施設	354か所

(注) 1. 里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成29年3月末現在)
 2. 施設数*、ホーム数(FH除く)、定員*、現員*、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成28年10月1日現在)(*乳児院・児童養護施設除く)
 3. 職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成28年10月1日現在)
 4. 自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成28年3月1日現在)
 5. 児童自立支援施設は、国立2施設を含む

33 養育者の住居で行う家庭的養護。

(2) 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
 ○里親等委託率は、平成18年3月末の9.5%から、平成29年3月末には**18.3%**に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100

里親等委託率

(出典) 福祉行政報告例(各年度末現在) ※平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ
 (注)「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。
 ファミリーホームは、平成28年度末で313か所、委託児童1,356人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

児童養護施設などでは、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

厚生労働省は、ケア形態の小規模化を図るため、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、グループホームの設置を進めている。

また、ケア形態の小規模化や里親等への委託等を推進するため、各自治体(都道府県、指定都市、児童相談所設置市)において、「都道府県推進計画」を策定しており、計画に基づいた取組が実施されている。

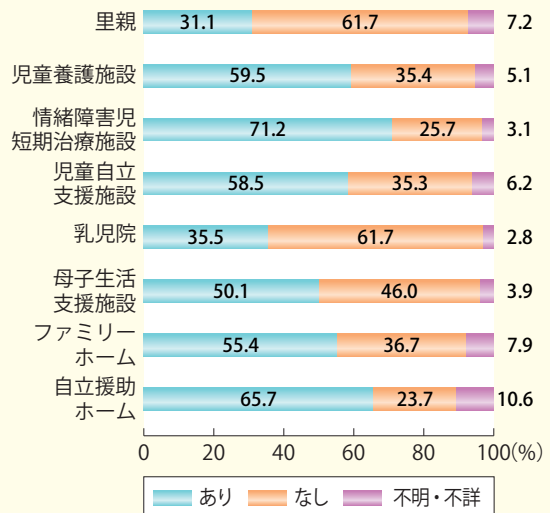
工 里親委託・里親支援の推進(厚生労働省)

里親制度³⁴は、様々な事情により家庭での養育が困難になったり受けられなくなったりした子供を、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度である。家庭での生活を通じて、子供が成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子供の健全な育成を図るものである(第3-50図)。

厚生労働省は、里親支援事業や、児童養護施設と乳児院への里親支援専門相談員の配置(平成28

第3-49図 社会的養護の対象児童の被虐待経験

◆児童養護施設に入所している子供のうち、約6割は虐待を受けた経験がある。



(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日)

34 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/02.html